

2019年1月21日
株式会社みずほ銀行

「自然災害支援ローン（正式名称：自然災害時支援特約付住宅ローン）」 の商品改定について

株式会社みずほ銀行（頭取：藤原 弘治）は、地震や豪雨などの自然災害発生時に、被災されたお客さまの約定返済やローン債務の一部を消滅させる特約の付いた住宅ローン「自然災害支援ローン」について商品改定し、新たに当行で住宅ローンをご利用されるお客さまだけでなく、既に当行で住宅ローンをご利用中のお客さまのお申込受付を開始します。

なお、本取扱については「約定返済プラン」ではメガバンク初、「残高補償プラン」では本邦初となります。各プランの詳細については、別紙をご参照ください。

当行は2018年2月19日に損害保険ジャパン日本興亜株式会社（取締役社長：西澤敬二）との共同開発により本商品の取り扱いを開始し、被災時の「備え」の一つとしてこれまで多くの皆さまに本商品をご利用いただいておりますが、昨年のお阪北部地震や西日本豪雨などの発生後、既に当行で住宅ローンをご利用中のお客さまからも「本商品を利用したい」というご要望を多数いただき、本商品改定に至ったものです。

当行は、今後とも「サービス提供力の向上によりお客さまに選ばれ続ける総合金融グループ」の実現に向けて取り組むとともに、お客さまの多様なニーズにお応えするため、魅力のある商品・サービスの提供に努めていきます。

以 上

自然災害支援ローンの概要

以下2つのプラン（約定返済プラン・残高補償プラン）があります。（いずれかのプランのみご利用いただけます）

	① 約定返済プラン	② 残高補償プラン
対象となる住宅ローン	みずほ住宅ローン、みずほ借り換え住宅ローン、みずほ買い替えローン、みずほネット住宅ローン、みずほネット借り換え住宅ローン	
対象条件	上記住宅ローンのお借入があること 住宅ローンの使途に「建物取得資金」が含まれていること	上記住宅ローンのお借入があること 住宅ローンの使途が「建物取得資金」であること（土地購入資金や諸費用もお借入される場合は、契約を分けてお借入いただきます）
特約期間	住宅ローンの借入から完済まで * お借入中に変更契約を締結の上、補償を追加・削除することも可能です * 残高補償プランについては、自然災害に罹災し、債務の一部を消滅させた時点で本特約は失効します	
内容	自然災害に罹災した場合、罹災の規模に応じて、約定返済分の債務を消滅させます 【対象となる自然災害】 地震*/津波*/噴火*/落雷 水災/風災/ひょう災/雪災 *上記による火災も対象となります 【罹災の規模】 全壊 : 約定返済 24 回分 大規模半壊 : 約定返済 12 回分 半壊 : 約定返済 6 回分	自然災害に罹災し、自宅が全壊認定を受けた場合、ローン残高(建物部分)の50%の債務を消滅させます 【対象となる自然災害】 地震*/津波*/噴火* *上記による火災も対象となります
金利	住宅ローン金利に+0.1%上乗せ	住宅ローン金利に+0.3%上乗せ

※上記以外は、通常の住宅ローンの商品内容となります

※罹災時に公的機関が発行する「罹災証明書」をみずほ銀行に提出することが、債務消滅の条件となります